

「東北関東大震災義援金」募集要綱

社会福祉法人中央共同募金会

1 趣 旨

平成23年3月11日に東北関東大震災が発生したことを受け、中央共同募金会は、各都道府県共同募金会と連携のうえ「全国災害たすけあい」を実施し、被災者の方々の救助の一助とするために災害義援金を募集する。

2 義援金の名称

東北関東大震災義援金

3 受付期間

平成23年3月14日（月）から平成23年9月30日（金）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	名 義 等
りそな銀行	東京公務部 (295)	普通預金 0036576	社会福祉法人 中央共同募金会
三菱東京UFJ 銀行	本店 (001)	普通預金 0031265	社会福祉法人 中央共同募金会
三井住友銀行	東京公務部 (096)	普通預金 0155400	社会福祉法人 中央共同募金会災害口
ゆうちょ銀行	郵便振替口座	00170-6-518	中央共同募金会 東北関東大震災義援金

※ 三菱東京UFJ銀行本支店間の振込手数料はかかりません

※ 三井住友銀行本支店間の振込手数料はかかりません

(詳細：http://www.smbc.co.jp/news/j510078_01.html)

※ りそな銀行本支店間への振込手数料はかかりません

(詳細：りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の窓口、有人店舗ATM、店舗外ATMを利用して、上記口座にお振り込みいただく場合には、振込手数料は無料です。また、インターネットバンキング、テレフォンバンキングを利用した振込についても、通常通り振込手数料は無料です)

※ 上記にかかわらず、コンビニATM等を利用される場合は手数料がかかることがあります

5 現金書留による送金

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル5階

社会福祉法人 中央共同募金会

※ 封筒に「救助用」と明記してください

※ 郵便料金は免除になります

6 義援金の配分

関係機関で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

7 領収書の発行

振込金受領書等をもって税制上の優遇措置（所得税、法人税）の適用対象となります（個人住民税については現在確認中です）。

8 その他

- (1) 今回は、災害義援金のみを取り扱うこととする。
- (2) この要綱は、平成23年3月14日施行です。